

和泉市大規模小売店舗立地審議会規則

平成24年12月28日

規則第97号

(趣旨)

第1条 この規則は、和泉市附属機関に関する条例（昭和32年和泉市条例第43号）第2条の規定に基づき、和泉市大規模小売店舗立地審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第4項の規定による意見、同法第9条第1項の規定による勧告その他の同法第2条第2項に規定する大規模小売店舗の立地に係る周辺の地域の生活環境の保持に関する重要事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、大規模小売店舗の立地に関し学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長が選任されていない場合その他会長が招集できない場合は、市長が招集する。

- 2 審議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、商工担当部署において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。